

近世出羽国「象潟」ささかた

——名所・名勝における歴史的景観の保存と開発——

長谷川 成一

はじめに

象潟や雨に西施かねぶの花

松尾芭蕉の右の句は、天然記念物「象潟」を詠んだものとして広く人口に膾炙しており、「象潟」といえば、右の句を思い起こされる方も多いことであろう。元禄二年（一六八九）三月、江戸を出立した芭蕉は、西行・能因法印を敬慕して東北地方の歌枕を尋ね、同年六月十六日には、弟子の曾良をともなつて酒田、吹浦を通つて象潟へ到着した。この句は、芭蕉が舟に乗つて、象潟をめぐる歩いた際に詠んだものである。

芭蕉は、右の句を収める『奥の細道』のなかで、「象潟」を次のように表現している（『日本古典文学大系 芭蕉文集』岩波書店 一九五九年 九〇頁）。

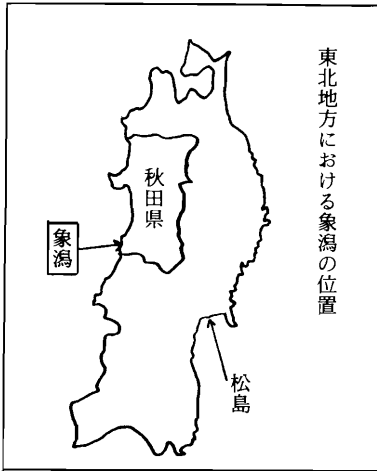
其朝、天能霽て、朝日花やかにさし出る程に、象潟に舟をうかぶ。先能因嶋に舟をよせて、三年幽居の跡をとぶらひ、むかふの岸に舟をあがれば、「花の上こぐ」とよまれし桜の老木、西行法師の記念をのこす。江上に

御陵あり、神功后宮の御墓と云。寺を千満珠寺と云。此処に行幸ありし事いまだ聞ず。いかなる事にや。此寺の方丈に座して簾を捲は、風景一眼の中に尽て、南に鳥海天をさゝえ、其陰うつりて江にあり。西はむやくの関路をかぎり、東に堤を築て秋田にかよふ道遙に、海北にかまえて浪打入る所を汐ごしと云。江の縦横一里ばかり、倂松嶋にかよひて又異なり。松嶋は笑ふが如く、象潟はうらむがごとし。寂しさに悲しみをくはえて、地勢魂をなやますに似たり。

右の引用に見えるように、芭蕉は、「倂松嶋にかよひて又異なり。松嶋は笑ふが如く、象潟はうらむがごとし。寂しさに悲しみをくはえて、地勢魂をなやますに似たり」と、太平洋側の松嶋と対比させて、日本海側の象潟の陰湿的な「美」を讃え、魂が揺さぶられる思いをかみしめて、冒頭の句を詠んだのであった。

『奥の細道』にこのように評された「象潟」は、前にもまして文人墨客の来遊する地となり、蚶満寺に残る「旅客帳」にも多くの文人が来訪を記帳することになったのであった。また象潟を領内に抱える出羽国本荘藩（秋田県本荘市に居城をおく外様大名、領知高は二万石）も後述のごとく積極的な景観保全策を採用しており、その保存には大いに意を用いたことはいまでもない。

しかし出羽国におけるこの名所・名勝も、文化元年（一八〇四）六月四日の大地震によつて壊滅的な打撃を受け、その面影をほとんど滅失する危機に遭遇した。本稿では、歌枕の地としての象潟の歴史を概観し、旅行者達の見た象潟の名所・名勝としての景観の特質を明確にし、大地震以前における本荘藩の象潟の景観保全に関する政策の全体



東北地方における象潟の位置

像を明らかにする。

そしてこの大地震の被害状況やその後の象潟の景観をめぐる保存の具体的な動向については、以下に展開する各章において詳述するが、ここに歴史的な名所・名勝の保存をめぐる藩権力との熾烈な戦いのあったことを紹介したい。つまり「開発と歴史的景観の保存」という、きわめて現代的なテーマにも関わるものであり、十七世紀の後半から十九世紀初頭にいたる出羽国「象潟」をめぐる展開した、当該の問題を解明しその本質にせまることにする。

〔補註〕近年、遺跡保存の問題とともに歴史的な景観の保存の必要性が、大いに語られるようになってきた。例えば、紀州和歌の浦・玉津島の中心部に「新不老橋」を建設しようとする計画がある。その橋の建設によって、万葉時代の面影を残し、あるいは当時を想像するよすがとなっている「和歌の浦」の歴史的景観が、完全に破壊されることになり、それに対して歴史学・国文学の研究者などから、反対運動が実施されている。⁽¹⁾

また、深刻化する環境破壊にともなって、環境問題全般についての問題関心が現在高まっております。国立歴史民俗博物館でも、「日本史のなかの環境破壊」と題するフォーラムの開催が予定されていると聞く。十九世紀初頭、出羽国の一隅で展開した名勝の保存をめぐる争いは、実は歴史的な景観保存のみではなく、開発を善とする当時の幕藩体制の為政者のみならず、民衆の間にも存在する共通の認識に基づくものなのであり、新田開発と景観保全をめぐる価値観のぶつかり合いでもあった。

一、象潟と蛸満寺についての概観

象潟について 地名の初見は、「延喜式」に「蛸方駅」の記載があり、駅馬十二匹を常備していたという。また「蛸潟」

『出羽国風土記』六三四頁、歴史図書社 一九七七年復刻、以後『風土記』と略記する)などの地名表記もあるが、本稿では混乱を回避するため象潟と統一して記すことにしたい。

象潟について、前記『風土記』は、その規模が「東西二十町、南北三十町」(東西二・一キロ、南北約三・二キロ)、そのなかに八十八潟、九十九島が点在して、景勝を形成していたとあり、さらに次のように記している。

蚶潟は上古よりの名所にて、其創始を知らず。一説に嘉祥年間の地変に出来と云も未だ確ならず。其景色の勝れたるは奥の松島と並称せられて、古歌にも多く詠み絵画にも写し世人の普く知る所なり。

このように「歌枕」の地として、象潟は古来より多くの人々に詠まれ親しまれた地であるという。

歌学書『五代集歌枕』(『日本歌学大系』別巻一 風間書房 一九七二年 四三六頁)、「八雲御抄」(同前 別巻三 四二二頁)にも、歌枕の地として掲載されており、象潟を詠んだ著名な和歌としては、

世中はかくてもへけりきさ潟の天の外山を我が宿にして 能 因 (後拾遺集)

さすらふる我身にしあれば象潟や蟹の苦屋に数多旅寝ぬ 藤原顕仲(新古今集)

があり、「山家集」にはみえないが、西行の、

象潟の桜は波に埋もれて花の上漕ぐ海人の釣舟

は、宗祇の「名所方角抄」に見えるところであって、もともと和歌詠み達に引用される和歌であり、芭蕉も「奥の細道」のなかで、「花の上こぐとよまれし桜の老木、西行法師の記念をのこす」と記述している。ちなみにこの歌に詠まれた桜は、西行桜と呼ばれ、蚶潟寺阿弥陀堂の北の島の桜といわれている(『風土記』六三七頁)。

西行や能因・藤原顕仲のほかにも象潟を詠んだ和歌は枚挙にいとまがないので、本稿では割愛することにするが、象潟町郷土史編纂委員会『象潟町史』(象潟町教育委員会 一九七三年再版 以後、『町史』と略記する)に掲載され

た、能因から斎藤茂吉らに至る和歌は、おおむね象潟のしっとりした風情を表現したものである。⁽²⁾

なお西行が実際に象潟へ来訪したのかどうかについては、色々と意見が分かれるところであり（臼田昭吾氏や久保田淳氏の見解）、目崎徳衛『西行の思想史的研究』（吉川弘文館 一九七九年 二二四頁）では、能因がそこで越冬までした象潟の地を西行が目指した可能性は大きいと述べており、この目崎氏の見解に従いたいと思う。

蚶満寺について 象潟の北東部に位置する蚶満寺は、『風土記』によれば曹洞宗で山号は皇后山、加賀国大乘寺の末寺という。延暦年間慈覚大師の創建とあり、当初天台宗であったものが、何時の頃からか真言宗に転じ、「京都御室御處」より「蚶満」の額を拝領したとある。天台寺院として出発した蚶満寺は、当時日本海側を北上した天台教線の影響のもとに発展したといわれ、これは蚶満寺に残る北条時頼の廻国伝説と無関係ではなさそうである。また後に検討を加える正嘉元年（一二五七）八月十三日の北条時頼の寺領寄進状といわれる文書などからも、鎌倉期の象潟蚶満寺と北条氏との関連がなみなみならぬもの（例え伝承に過ぎなくとも）であつたと考えられ、少なくとも我々にとって無視することは不可能であろう。

『風土記』などによれば、その後、蚶満寺は衰微して寺を継ぐものがなくなり、天正年間によく檀家の協議により再興がなつたという。その際に赤尾津の光禪寺から住職を迎えて曹洞宗へ改宗した。近世にはいつてからは、象潟及び蚶満寺の所在する塩越村は、寛永十七年（一六四〇）に生駒氏領から本莊藩領に編入され、以後本莊藩領として明治維新まで続いた。⁽³⁾ なお、後に触れるところであるが、蚶満寺は、とくに本莊藩より同寺の所在する塩越村などに寺領を安堵されたことはなかつたようであり、朱印地でも黒印地でもないことをわざわざ言及した史料が残されてお

り、同藩より格別の寺領宛行による保護を受けた寺院ではなかつた。

中世における象潟と蚶満寺 さて象潟蚶満寺が、歌枕の世界から抜け出して、曲がりなりにも歴史的に把握しうる時

期に入るのは、中世に入ってからであった。先に触れたように、北条時頼の廻国伝説に見るように、他国のそれと同様実際には時頼の来訪がなくとも、その伝承によって北条氏得宗領との関連を追及することが可能となる。そこで、中世における史資料によって当時の象潟蚶満寺の像を類推することにした。先に触れたように、現在蚶満寺に残されている北条時頼の文書二通は、正嘉元年（一二五七）八月十三日、蚶満寺に対して発給したものであった。⁽⁴⁾

この両通の文書によれば、象潟蚶満寺は、「八幡菩薩降臨之砌（地カ）也」と、宗教的な霊地であることを確認しており、北条時頼はそのうえで二〇町余りを寄進し、さらにはその寄進地を殺生禁止のエリアに指定した。この文書の真偽については、かなり問題のあるところであるが、中世安藤氏の日本海交易における活躍や、同氏と交易を通じた、陸奥国・出羽国の北条氏得宗領化との関係からして、さらには象潟の所在する塩越の、近世における本荘藩の有力な湊としての機能から類推するならば、象潟の北条氏得宗領化については、十分に考慮されるところであろう（『本荘市史』通史編Ⅰ 本荘市 一九八七年 三一五～三一七頁）。このように中世における日本海海運の発達にともなう往來の増加、上方や関東との文化的なむすびつきが深められた結果、象潟や蚶満寺についての情報は広く行き渡ることになり、西行や能因の和歌に詠まれた名勝の地は、当時の人々にとっても単なる歌枕に詠まれた架空の世界という次元からは脱却しつつあったものと推察されるのである。

右に掲げた、北条時頼の廻国伝説、北条時頼の寺領寄進文書による北条氏得宗領化の推定など、鎌倉期の蚶満寺と象潟については以上のような歴史的な背景を考慮できるが、室町期に入ると次のような史料が見られる。応永年間（一三九四～一四二八）、連歌師の梵灯庵は、象潟について「梵灯庵主返答書」⁽⁵⁾に次のように記している。

海に望みて仏閣あり。又杜壇あり。この所をは何といふぞと問ひ侍るに、象潟となん申し侍るとこたへ、さてその霊場に詣て見るに、僧坊など藁をならべたるが、築地もくづれ門も傾きなどして、星霜いく久しかとおぼ

ゆ。白洲しろすに鳥居あり。はるばると歩み過ぎて神殿を拜み奉るに、扉に書きたる歌あり、

松島や雄島の磯もなにならず　ただ象潟の秋の夜の月

西行法師と書きたりしぞ、やさしくもあはれにも覚えし。

実際に梵灯庵が象潟をおとづれたのが何年のことなのか、他に確認する史料がみつからないので、その点については触れようがない。しかし象潟と蚶満寺の風景は、近世の旅行記と照らし合わせても、それほどかけはなれた描写ではないことは間違いない。十四世紀の末から十五世紀の初めにかけては、彼が描いたごとく、多少の衰えはあったとしても、「僧坊など藪をならへたるか」と、蚶満寺はそれなりの寺勢を保持していたようである。ここで注意すべきは、梵灯庵が象潟を「霊場に詣て見るに」と記していることであり、さらに西行の歌が境内の神殿に書き記されていた、という二点である。

後者から見ると、梵灯庵がわざわざ記した、「神殿」の扉に記されていた西行の和歌は、「新古今集」に収録されたものの、若干の変形であるが、おそらく「新古今集」のそれをもとにしたものである。当時象潟といえば、このように西行の和歌からの連想がなされていたのであり、それが広く受け入れられ、多くの人々に理解される素地が形成されていたのであった。前者において梵灯庵が、その著述のなかで象潟を「霊場」と表現していることは、前記のように真偽に問題はあっても、鎌倉期における北条時頼の奇進文書にみるように、「八幡菩薩降臨」の地として既に宗教的な地域とみなされていたことと無関係ではなからう。ちなみに「後拾遺集」に収められた、能因の和歌に「天にます豊岡姫にこと問はむ幾代になりぬ象潟の神」があり、これなども神々と象潟との関係を示唆するものであろう。

すなわち中世にあって、蚶満寺を中心とした象潟は、西行や能因の歌枕に象徴される名所・名勝であったことは当然として、名勝でありつつしかも霊地、「霊場」として広く認められていたのであった。

二、来訪者の見た近世の象潟と蚶満寺

本稿の当初において触れたように、元禄二年六月に象潟へおとづれた芭蕉を始めとして、藩政時代には多くの文人墨客が同地を訪問し、さまざまな印象や評価を書き残した。蚶満寺に所蔵されている「旅客集」には、それこそ枚挙にいとまのないほどの人々がその足跡を残しており、紙数の関係からそれらを網羅して検討することは不可能であるので、ここでは代表的な旅行記から藩政時代における象潟・蚶満寺についての描写に焦点をあて、当時の名勝象潟が彼等に如何なるとらえられ方をしていたのか、考察することにする。

芭蕉が象潟をおとづれる以前にも、俳句師が象潟をおとづれている。たとえば天和三年（一六八三）五月十一日に象潟へ到着した大淀三千風は、その著作に次のように記している（『日本行脚文集』、『紀行文集』博文館 一九〇七年 三六二頁）。

象潟に入り蚶満寺欄前湖水を眺望す。向いに鳥海山高々とそびえ、花の上こぐ蟻の釣船を詠みしも、げにと打ちえまるる。

寺院の伝記什物見て

西行ざくら木陰の闇に笠捨てたり

毛を替へぬ雪の羽をのす鳥の海

波の梢実るや蚶の家ざくら

象潟の岸辺に咲ける卵の海の

雪を洗ひてかへる波かな

文中の「花の上こぐ蟹の釣船を詠みしも」や、「西行桜」の文言からして、近世にあっても西行の和歌が象潟をおとづれる文人墨客の精神的な契機となつてゐることを、ここで我々はうかがうことができよう。

翌年の貞享元年（一六八四）秋に象潟へ来遊した、これも俳句師の池永言水は、西行のみならず、能因、藤原顕仲を掲げ、さらには「西（最）明寺殿きぬをなん掛けそめ給ひし由、里人の語るなり」と、北条時頼の廻国伝説の一端まで持ち出して、象潟を描いている（『おくのほそ道 象潟』象潟町 一九八九年 五一頁）。このように十七世紀の後半に、古代から中世にかけての象潟や蚶満寺に関わる伝承や歌枕は、現在に至る形態がほぼ形成されていたと見て支障なからう。これは芭蕉においても同様であり、芭蕉にあつては蚶満寺の山号「皇后山」の由来となつてゐる「神功皇后の御墓」の所在を記し、それに疑問を呈するなど、蚶満寺を含めた象潟に関わる縁起や由来も広く人々の知るところとなつていたのであろう。このほか俳句師としては、各務支考なども来訪しているが、ここでは割愛する。

俳句師は以上に掲げたものに限らず、藩政時代に当地をおとづれた旅行者の克明な描写に検討を移そう。文化元年の象潟大地震以前の訪問者と地震被災以後の二つに分けられようが、本稿では主として大地震による象潟崩壊以前に焦点をあてて、その内容を時代順に紹介し、象潟・蚶満寺をめぐる、近世における名所・名勝の特質を明らかにしたい。取り上げるのは、安永元年（一七七二）に来訪した儒学者中山高陽の「奥游日録」、天明四年（一七八四）に来訪した菅江真澄の「あきたのかりね」、天明七年（一七八七）の松井寿鶴齋の「東国旅行談」三（内閣文庫蔵）、天明八年（一七八八）に来訪した古川古松軒の「東遊雜記」、寛政二年（一七九〇）に来訪した高山彦九郎の「北行日記」である。なお菅江真澄の「あきたのかりね」は、『菅江真澄全集』第一卷（未來社 一九八一年）所収のものをを用いたが、「東国旅行談」を除く他の旅行記は、『日本庶民生活史料集成』第三卷 探検・紀行・地誌 東国篇（三一書房 一九六九年）に所収のものである。

安永元年（一七七二）に来訪した儒学者中山高陽の「奥游日録」によれば、象潟は松島と比較して「島形も小さく皆温籍なる山形」で、芭蕉の文を引いて「松島は如笑、象渚は如眠と、まことに真也」と記し、「松島は壮麗は天下比すべきなし、象渚は閑雅なるは又天下無対と思はる」と、このほかにもあくまでも松島との対象において象潟の景観を評価している。象潟の当時における現風景として中山は、次のように描写した。当地の島は樹木が少なく、島には放牧した馬が草を食べているような状況である。また象潟の周辺で田地となつていている所にかつて島であつたと推定される岡が点在し、多くは「田となりて島も崩れたりと見ゆ」と、開田による象潟の景観の変化を指摘した。そして田地となつていているそのような地が、かつての象潟の範囲であつたとすれば、現在の象潟は半分の面積にせばまつたのではないか。そして「今の気色にては、三、四百年も経たらば、一向に入り潮もなくなりて、この潟は埋れ果なん」と、象潟の景観の崩壊を危惧し、そのため潟の入り口を広くし泥を浚渫して潮入りを潤滑にしたならば、その懸念は払拭されるのではないかと、解決策を示している。

象潟をこのように称揚し、その保全を強く求める中山高陽は「好雅の君侯あらば、この潟長く存せんに、可惜」と、象潟の景観の保存と管理は、大名領主の教養の問題であり、裏を返せば当地が荒廃するのは、大名領主の教養がないからであり、保全の責任は大名領主にこそあるのだ、と主張している。このほか蚶満寺については、同寺の庭に親鸞上人腰掛石や芭蕉の句碑などもあり、また神功皇后の「三韓征伐」の伝承を述べ現在でも飛鳥（現山形県酒田市）の方から北上すれば、高麗は近く、蝦夷錦も高麗の産かと述べている。

天明年間に象潟に来遊したのは、天明四年九月の菅江真澄、天明七年前後の松井寿鶴齋、翌八年、幕府巡見使といつしよにやってきた古川古松軒の三名であつた。各々の象潟観について、以下に申し述べることにしたい。

天明四年（一七八四）九月末に来訪した菅江真澄は、その著「あきたのかりね」のなかで、前述の中山高陽のごと

く象潟の景観を特別称揚して記しているわけではない。季節の問題もあつたのであろうか、晩秋の象潟のきわめて閑寂な風景を淡々と描写している点が菅江真澄の特徴といえよう。真澄は西行はもちろんのこと、能因、藤原顕仲、神功皇后、北条時頼の和歌を紹介しそれに関わる史跡の由来を記して、芭蕉の句碑、親鸞の腰掛石など、一通りの象潟に関わる伝承や古歌を踏まえて記述している。また同時期における象潟の景観として、「潟のへたは田面畑」、「ちいさきしまいと多き」とあり、田畑の浸蝕がおこなわれていること、砂が波に運ばれて潟が浅くなり、陸地になつてきたことを記している。最後に真澄は、「此浦のながめは、たゞこゝろしゞまになみだのみこぼれて、いとゞふるさとおもふ」と、象潟の幽静な景観に接して望郷の思いにかられた。ここにみえる象潟の景観については、やはり潟の周辺に開田が迫りつつあり、また砂の入り込みによつて潟が浅くなる状況を真澄は描いている。

天明七年（一七八七）に成立した松井寿鶴斎の「東国旅行談」には、象潟を「羽州第一の名所にして、絶妙風景の地なり」とあつて、出羽国で景観の最も素晴らしい名所であると絶賛し、次のように紹介している。

羽州第一の名所にして、絶妙風景の地なり、（中略）扱きさかたの風景ハ、日本無双の名地なり、海をさる事一里二十町あり、潮しづかにさし来る入江なり、水のたまりを潟といふ、因て此名をよぶ、八十八潟、九十九しまあり、中にも松島、入潮島、弁天島、法性島等ハ、別して風景よきゆへにや、旅人、近村の人多く集り弁天さゝへを携て酒宴を催し、春の日の永々しきも短しと疑ひ家に帰る事をわするゝ、実にもことはりなるかな、其絶景中々筆にハ尽がたし、扱島より島にわたりて遊に、潟の浅きこと大潮小汐によらず膝をすぎず潮汐のさしひきにしたがひ、潟の水に浅深あるべき事なるに、潟の浅深増減せざる事、まことに不思議の霊場なり。

と、象潟の景観を旅人のみならず近隣の村人がつどい来て楽しんでる様子が描かれており、象潟が文人墨客にのみ愛されたものではなかつたことを我々は伺うことができよう。

また瀉の浅いことについても触れており、潮の干満によつて浅深があるはずなのに、それが無いのは、「不思議の霊場」であると記しており、前章で言及した中世における名所、霊場の言葉が近世にあつても見えることは、偶然ではなからう。少なくとも松井は潮の干満と瀉の浅深が連動しないことに不思議さを感じたのであり、名所の持つ特別な感覚を評して「霊場」と表現したものと推察される。

松井寿鶴齋の象瀉称揚と対照的なのが、翌天明八年七月朔日に象瀉に到着した古川古松軒である。古松軒は、その著『東遊雜記』において、まず塩越を説明し、「六郷佐渡守侯の御領分にて、世人普くしる象瀉の勝景は此地なり」と、象瀉の所在地を明らかにし、湊の施設があり、市中は五百軒、商家・漁家の入り交じる「大概の町なり」と記す。ついで蛸満寺をおとづれ、寺の配置を示す図を板に描いたものを参詣人に売却する所があつたという。その板には能因・西行・最明寺（北条時頼）・親鸞上人の和歌ものつていて、それを彼は筆写したという。

さて古松軒は、次のように象瀉を評し描写している。

右の哥は此所の板にありしを写しぬ。さて象瀉きまがたの事は世に名高く、八十八瀉、九十九島一眼に見しわたりて、風景松島につゞきて無双の勝景と称誉するところゆゑ、予久しく一見の大望なりしに、幸を得て此日爰に来りて委しく一見せしに、百聞一見に不及とてかねておもひしとは大に違ひて、名高き程の勝地にあらざる故に、一度は力を落し、一度は世人の愚眼をおもひぬ。古しへはしらず。今は一眼に見渡す事は、他山に登りて一見すならばいかならんや。蛸満寺かえまんの境内よりは、八十島一眼に見ゆる所なし。北の方には、民家の墓所にて見苦しく、東南の方には藁ぐろなどいへるものを並べ、干瀉は無名の草茂り、枯木・破竹など打ちりて、奇麗なる所は稀なり。汐入僅なる口よりさし込み、蛸満寺をくるくるとり廻して、島々の風景も広くあしき所にはあらざれども、名に聞しよりは悪し。九州薩摩の坊の津・桜島などにくらべおもふに、桜島・坊の津勝れたり。

此地はいかの事にて名の高き事にや、不審なる事なり。薩州へは能因・西行をはじめ、近き宗祇・はせをなども行ざりしと見え、他にて世人のしらぬ勝景ゆゑに、称誉せざるなりべし。蚶満寺の山号を后宮山と云。縁記にいろ／＼の説あり。予信ぜざる故に略せり。和哥も数百首見えたり。定てその風景古とはかはりしものなるべし。

右に紹介したように、古松軒は当時の象潟の景観をみて大いに期待して来たのに、その期待を裏切られたと述べており、「名に聞きしよりは悪し」、「此地はいかの事にて名の高き事にや、不審なる事なり」と、そのがっかりしたさまを表現している。そして薩摩の坊の津・桜島などのほうが、はるかに優れた景色なのに世に知られないのは、西行や能因、芭蕉が行脚した形跡がなく、そのため世人に広く知られない勝景であるから、薩摩のそれらが「称誉」されることがないのだ、と結論づけた。最後に古川古松軒は、象潟を詠んだ和歌が数百首を数えることを鑑みれば、その風景は、往昔と変化しているのではないかという。

ここに見られる名所・名勝観は、西行や能因、芭蕉によつて歌に詠まれそれでもつて始めて歌枕としての地位を獲得し、名所・名勝としての資格を得ることが可能なのである、と考えているのではなからうか。したがつて名所・名勝は、ただ単に景色が良く心地好い風景だから認められるのではなく、著名な歌人などによつて和歌や俳句に詠まれ、広く人口に膾炙して初めて成立するものなのだ、ということであろう。

文化元年の大地震の以前に象潟へ来訪した最後の人物として、高山彦九郎を取り上げたい。彼は寛政二年八月十三日、象潟に到着し十五日まで滞在した。彼の著「北行日記」に、塩越には「象潟を見んとて逗留す」とあり、なみなみならぬ期待を寄せていることが伺われる。高山は、象潟の地は、領主の「六郷佐渡守との遊はるゝのよし」と、藩主来遊の地であること⁽⁶⁾を記し、前述した松井や古川古松軒のように特に絶賛もしなければ期待外れの落胆も記してい

ない。むしろ同地の、地誌や歴史的な背景に興味をもったようである。

蚌満寺もおとづれ、西行桜、親鸞上人腰掛石、芭蕉の句碑があることを記し、西行の和歌を思い出して一首を詠じた。現状は「島々芝山の上に松少し生ひ、島の廻りに石有り、名有る島々も石斗になりたる所もありといふ」とあり、象潟の景観はかなり崩壊に瀕していたことを伺わせる。しかしわずかに、「坂にて顧れば、象潟望よろし」（「北行日記」八月十五日の条）とあって、評価らしきものをのせている。

文化元年の大地震以後、象潟をおとづれた人物の旅行記として、修験者野田成亮の「日本九峰修行日記」（『日本庶民生活史料集成』第二巻 探検・紀行・地誌、西国篇 三一書房 一九六九年 一六五頁）を取り上げることにする。野田は、文化十三年七月、鶴岡藩領から由利郡にはいり象潟に到着し、次のように象潟を記した。

此所より大石山の難所を行く事三里にして象潟へ出づ、日本三四番の絶景地、長さ一里、幅半道計り、北海よりの入海にて潮越しと云ふ所より船を入れ、島々の風景奥州松島に並べる処なりしを、先年鳥海山噴火の時、大地震にて入海土中より石を震り出し、今は皆々田地となれり、島々は今に其形ち少々宛残れり。干満珠寺と云ふは海中に島の如き出崎なりしに今田の中にあり、景色絶へ果てて、農夫往来のみ、町方も今は漁りとなり、千軒計りの家宅皆々貧しくなれり、因て憐れを催し一句、

象潟の名のみ残りし暑さかな

右によれば、象潟は、「日本三四番の絶景地」であつて、その風景は松島に匹敵するものであつたと評価し、それが地震によつて、「景色」が壊滅してしまつたという。周囲はすべて田地となつた様子が描かれており、塩越の町と推定される町方は、「漁りとなり」、すなわち漁業のみを生業とするようになったという意味であろうか、約千軒の家々は貧しく見えるというものである。ここでは名所の崩壊と町方の衰微とが軌を一にしているように記しているが、地震以

前の塩越の町方は、古川古松軒を始め他の旅行者たちも述べているように、家数が五百軒余りとあり、家数の多さからいえば、塩越の町方は二倍に発展しているともいえよう。

それはともかく、蚌満寺も象潟の島々も今は田地のなかに岡が点在するだけの景観になってしまったのである。まさに名勝・名所の崩壊であった。文政十二年（一八二九）十一月に本莊城下から塩越を經由して鶴岡藩領へと向かった、江戸の芸人で筆まめな富本豊後大掾繁太夫は、塩越に宿泊しているにも関わらず、象潟のことはまったく記していない（「筆満可勢」同前 第三卷 所収）。何ごとにも関心を持ち、旅行先のことは方言から民俗に至るまで事細かに書き留めた繁太夫にとって、田地のなかにかつての島々の面影を残す岡が点在する象潟の地は、既にして興味の対象からはずれたのであり、関心さえ持たれるものとはならなくなったのであった。

〔補註〕なお象潟は芭蕉を始めとする多くの文人墨客に、松島との比較で表現されることが多いのに気がつかれたことと思う。松島の景観に関する記述についてはまさに枚挙にいとまがなく、すべてを網羅して検討することにはできないが、平安末期から和歌の世界に登場し、多くの歌集の詠歌に載ることで人々に親しまれることになったことは間違いない。中世に入ると、天台密教の大寺が建立され、霊地として見仏上人のような名僧も出現し、のち禅僧の修道の聖地となって広く松島の景勝が知られることになったという。禅僧や連歌師達の東北紀行の眼目の一つになり、松島は歌枕・霊地からまさに景勝探求の地となったといわれる。規模の大小や景観の趣は別として、象潟と松島の歴史的な歩みとは類似点が多いのではなからうか。ただ単に風景の類似性ではなく、歴史的な背景の類似性が、近世の旅行者達が両者を比較するのに寄与していたと推察される。

三、象潟の保存と蚶満寺の動向

象潟・蚶満寺の所在する塩越村が、出羽国本荘藩領に編入されたのは、前述したごとく寛永十七年のことであった。塩越村の村立てがいつの頃になされたのか不明であるが、村名の初見は、天正十八年（一五九〇）十二月二十四日、仁賀保兵庫助へ宛てた、豊臣秀吉朱印状に見える「一、百三十六石六斗五升七合 しばこし村、かふり石村」（『本莊市史』史料編Ⅰ上 本莊市 一九八四年 四九四頁）である。「しばこし村、かふり石村」両村ともに、現在の由利郡象潟町に所在する。また幕藩体制下において、慶長十七年（一六一二）の「由利郡中慶長年中比見出検地帳」には、仁賀保郷の一村落として「塩越村」の村名が見えており（同前 史料編Ⅰ下 一九八五年 六〇二頁）、十六世紀の末から十七世紀の初めにかけては、このように村落としての形態を整えていたのであつた。ただし残念ながら象潟や蚶満寺についての記述がそれらの関係史料に見当たらず、天正期の仁賀保氏領における、また慶長・元和期の最上領本城氏時代、ついで、最上改易後の再度の仁賀保氏領における状況については、まったく手がかりがないのが実情である。

本荘藩領に編入後、塩越奉行と唐船番所が塩越におかれたというが、いつの時点で設置されたのか史料的に確認できているわけではなく、延宝二年（一六七四）の「本荘藩分限帳」（同前 史料編Ⅱ 一九八二年 二二二頁～二三三頁）によると、塩越代官手代・塩越狛船改役人の職名が見えており、塩越は代官支配が行われた地域であつたことが、わずかに判明するのみである。したがって十七世紀後半に至る期間に、本荘藩が象潟に対して如何なる認識をもって臨んだのかについては、不明である。

象潟の景観を保全するために、本荘藩が動きを見せるのは、元禄三年（一六九〇）二月に至ってからである。左に

掲げた塩越の町奉行、大庄屋、庄屋、宿老、組頭の連印で、当時本荘藩の郡奉行を勤めたと推定される玉米理左衛門と村岡惣兵衛（長谷川成一校訂『本荘藩分限帳』上 本荘市誌編纂資料 第八輯 本荘市 一九七五年、同書の 中本荘市誌編纂資料 第九輯 一九七七年）へ宛てた請書状を提出した（『象潟郷土誌』第一卷 一六丁）。

今般象潟御取立に付島々に有之候畑并に蚶満寺近処に見当り申候畑、御竿下共に荒し申候様に被仰付奉畏候、象潟勝地の儀に御座候得者、右之通り被仰付候段何れも地下中難有御事に奉存候、後々未代象潟勝地の為に御座候間、被仰付候旨急度相守、島々畑形仕間敷候、為後日如斯書付指上申候、以上、

元禄三庚午二月二十四日

組頭 百姓連印

宿老 與治右衛門印

庄屋 三郎右衛門印

大庄屋 須田與左衛門印

大庄屋 今野仁左衛門印

汐越町奉行 伊藤弥五右衛門印

村岡惣兵衛殿

玉米理左衛門殿

（傍点筆者）

*本稿では、右の文書のごとく、多くの史料を『秋田県象潟町郷土誌』（象潟郷土史編纂部 一九二八年）所収のものによっている。以後、同史料を右のように『象潟郷土誌』第一卷、などと略記する。なお右書に収録された文書の原本は、筆者未見であり、その所在が不明のため直接校合することができなかつた。

付表 象潟の各島等の管理状況 (宝永6年・寛政7年)

地名	宝永6年の管理者	寛政7年の管理者	地名	宝永6年の管理者	寛政7年の管理者
あい島	象潟門前中		下鳥谷地	中塩越 惣右衛門	(鳥谷地)
あいの森島	象潟門前中				佐々木惣右衛門
あまか森	大汐越中	大汐越中	下白山	中塩越中	佐々木勘次郎
いせ鉢島	町 与助	佐々木与助	下平島	島 孫七	(平島)
いたか島	町 五右衛門				佐々木孫七
いたどり島	中塩越中		十王島	蛸満寺	蛸満寺
いなば島	象潟門前中		小ひょうご島	中塩越	
上鳥谷地	中塩越 惣右衛門	(鳥谷地)		与惣右衛門	
		佐々木惣右衛門	すしおけ島	佐藤久兵衛	佐藤助三郎
上平島	島 孫七	(平島)	砂子島	今野又左衛門	佐々木清八
		佐々木孫七	そうな島	中塩越中	
姥貝島	象潟門前中		そり舟島	大塩越中	
埋田森	象潟門前中	(埋田森)	高鼻弁財天	別当清光院	(高島弁天)
		斎藤与助			東福院
ゑび草島	佐々木六右衛門	畑中新左衛門	多波崎	中塩越中	(丹波崎)
えび島	象潟門前中				森田兵衛
柄松島	兵藤与左衛門	佐々木久作	たらの木森	象潟門前中	
大島	象潟門前中	中田長右衛門	つげ島	象潟門前中	
岡入道島	あらかうや	新興屋中	続ヶ島	あらかうや	佐々木与助
大桜島	象潟門前中		つゝじ島	町 与助	斎藤吉兵衛
大はし渡	あらかうや		堤留島	伊勢守	伊勢守
	重三郎		とりおい島	中塩越中	木内喜助
をさへ島	佐々木久兵衛		中島	今野又左衛門	
かゝ島	蛸満寺		なら島	中塩越中	金仁助
潟中島	中塩越中	(苗代島)	長島	中塩越中	
		中田八郎右衛門	入道島	庄司喜兵衛	庄司嘉助
がつき島	象潟門前中	佐々木伝三郎		矢作七助	
かどわき	象潟門前中	斎藤与次兵衛	野あい島	象潟門前中	
上だうの森	大塩越中		野崎島	中塩越 惣兵衛	
かもめ島	象潟門前中	斎藤与兵衛	白山	中塩越 九兵衛	須田九兵衛
からす島	今野又左衛門	佐々木六郎右衛門	はし島	蛸満寺	
川うそ島	象潟門前中		ばら島	中塩越 源兵衛	

こきあがり 駒留島 さいの神森 笹山 塩焼島 しじみかい島 下当の森 下つつじ島 みさご島 三つ石 みのわ島 めぐり島 山居島 りうご島 能因島 小鳥島 山吹島 阿弥陀島 八島森 煤たけ島 崩島 上善階森 背長島 鶺鴒の石島 玄海島 たらの木島 下善階森 米屋森 大森 鷹放し	須郎右衛門 喜楽院 塩越惣村中 大塩越中 中塩越中 象潟門前中 大塩越中 大塩越中 蛸満寺 冠石中 大塩越中 浄専寺 中塩越中 町 三郎兵衛	大汐越中江預け (蛇島) 佐々木藤四郎 蛸満寺 大汐越中江預け (龍虎島) 佐々木勘次郎 浄専寺 佐藤吉左衛門 佐藤吉左衛門 蛸満寺 蛸満寺 金仁助 森田兵衛 中田八郎右衛門 佐藤仁三郎 兵藤九郎右衛門 兵藤与左衛門 中田六蔵 阿部喜右衛門 佐々木孫七 大汐越中江預け 佐々木孫左衛門	ひゃうご島 深田出口 福島 ふどう島 ふるをり島 宝性院島 ほど島 前川島 まく島 妙見島 森合 よし崎島 鷲島 備前島 枝が島 獅子島 普賢島 太郎島 次郎島等 間隠島 女夫島 大鹿渡り 小鹿渡り 鷹島 鮮蓋島 大日堂森 川尻 舅島 中山	須田惣左衛門 中塩越 与惣右衛門 中塩越 門前中 冠石中 大塩越中 宝生坊 須田惣左衛門 象潟門前中 中塩越 惣兵衛 東福院 中塩越 六兵衛 象潟門前中 象潟門前中 須田惣右衛門 佐々木六郎右衛門 (稲荷島) 佐々木多左衛門 佐々木清八 東福院 伴五兵衛 佐藤三郎右衛門 細矢吉郎兵衛 池田嘉助 蛸満寺 蛸満寺 蛸満寺 蛸満寺 佐々木市郎兵衛 佐々木伝三郎 森平六外 2名 森平六外 2名 佐々木九郎右衛門 宝円寺 宝鏡院 須田治郎右衛門 大汐越中江預け 大汐越中江預け
---	---	--	--	--

*この付表は、『象潟郷土誌』第1巻の宝永6年の「象潟島々相改預り相定候覚帳」、寛政7年の「象潟御改島森崎守人帳」により、作成した。

右の請書状によれば、本荘藩では「象潟取立」を決め、「御竿下」すなわち検地をした箇所であったとしても、それらを含めて畑などにはせず荒廃したままにしておき、「勝地」である「象潟」の保全に尽力するというものである。つまり開田をして耕地面積を拡大したいという、幕藩体制下における開発の論理を放棄することにしたのであった。塩越全体の大庄屋のみならず、百姓の連印も押捺されており、これは象潟を周囲の農村の開発から除外することを示唆するものであった。ただし、右の文書にも見えるように、象潟の島々には既に畑が作られていたこと、蛸満寺の近所にも同様に畑が見られることなどからして、十七世紀の末には象潟の畑地化はかなり進行していたという事態も想定されよう。そのために本荘藩としては、このような開発の禁止を命じる指令を出さざるをえなかったであろう。⁽⁸⁾

このように元禄期の象潟の景観保全の在り方が、各島々を畑地にすることを禁止するというものであったのに比べ、宝永六年（一七〇九）四月十三日の「象潟島々相改預り相定候覚帳」（『象潟郷土誌』第一巻 一〇〜一二丁）では、象潟に浮かぶ島々と、景観を構成するのに不可欠と考えられた重要な森などを確定した上で管理者をきめる、より前進した保全策であった。絵図と引き合わせて、管理責任を明確にしたのであった。前掲の付表「象潟の各島等の管理状況」に、それらの様子を明示した。管理責任を負わされたのは、付表にもある通り、蛸満寺はいうまでもなく、象潟門前中、中塩越中、大塩越中、冠石中、塩越の名主、庄屋であった。大塩越中は、塩越村の北端にある集落であり、中塩越中はその南の集落、冠石中は塩越の南端に当たり、矢島生駒氏領との境界を示す木戸境があったという。塩越村は村方でありながら農村の分は当然として、このように町方の機能も有していたのであり、各集落、各町、各寺社・塔頭がすべて象潟の島々の管理を分担させられ、さらには「さいの神森」などは、付表にもあるごとく「塩越惣村中」と、同村全体で保存の責任をおわされたのであった。

この背景には、「段々島も崩れ、或は石島にもなり、又は水底に相成候島も有之様に相見へ申候、」と、中山高陽が

指摘したように、象潟の景観がかなり痛んできていたことが考えられる。それゆえ各島を絵図と引き合わせて検分をおこない、一つ毎に管理の責任主体を確認していったのであった。

享保二年（一七一七）五月に来訪した幕府巡見使に対して、本荘藩では領内の状況や塩越について尋ねられた場合の、回答のマニユアルを作成した。そのなかで象潟については、

象潟湖水御訊の時は、長さ二十町余広さ十町余、潮の干満にて入込々々定り無御座と申上るべし、（『象潟郷土誌』

第一卷 四〇丁）

とあり、象潟を格別名所・名勝として印象づけるような回答をせよと命じておらず、このように規模と潮の干満に説明を限定した。このようなマニユアルを作成した本荘藩の意図は不明であるが、おそらく巡見使より象潟の景観保全について口出しされることを嫌ったためではないかと推定される。しかし彼等巡見使衆は、象潟を船で巡り蚶満寺に上陸し、本尊や開山をたずね、また西行桜・阿弥陀堂、庫裏を拝観して帰っており（同前 第五卷 二二〜二三丁）、その間のことを蚶満寺では本荘藩の寺社奉行所へ報告している。なお右の報告書にも見えないが、とくに象潟の景観保全については、蚶満寺へ巡見使が問いただすことはなかったようである。

延享三年（一七四六）四月、蚶満寺十五世の無字絶宗和尚は、本荘藩々主菩提寺の永泉寺「御役寮」へ、関東役寺からの尋ねに対しての提出書類として、次のような書状を出した（同前 二二丁）。

一、境内長さ五十間広さ五十五間

一、潟之内長さ二十町広さ七八町

外田畑山林一切無御座候、

右者従御公儀様御除地にも無之、又地頭より拝領地にも無御座、古来より拙寺致所持候名所旧跡に御座候、以

上、

延享三丙寅年四月十二日

羽州象潟 蚶満寺印

永泉寺御役寮

(傍点筆者)

右に見える「潟」とは当然のごとく象潟のことをさし、境内と潟とを区別していることや、また両者は、「御公儀様御除地にも無之、又地頭より拝領地にも無御座」と、幕府の朱印地でも本荘藩の黒印地でもないことを明記している点が注目されよう。そして、象潟は蚶満寺が古来より所有してきた「名所・旧跡」なのだ、という。すなわち同寺の境内を含め「名所・旧跡」の象潟は、蚶満寺の所有にかかるとあり、如何なる干渉も受けることはないのだと、暗に主張した。ここで初めて蚶満寺が象潟の所有を明言したのであるが、右のように主張した根拠は如何なるところに求められるであろうか。

『象潟郷土誌』第一巻所収の保元年間の象潟略図や同第五巻二二丁の伝承によれば、象潟は保元年間に「御料地」であったとあり、これが禁裏御料を指すものとすれば、象潟は皇室領であったということになる。もちろんこれらが歴史的な事実でないことは一目瞭然であるが、このような伝承が存在してそれをある程度信用する素地があったことを無視する訳にはいかない。象潟禁裏御料説の延長線上に、北条時頼の蚶満寺への寺領寄進文書が位置するとすれば、ただ単に象潟の景観は古代中世以来の歌枕の地なのだ、との意味合いに限定されることなく、より政治的な広がりをもつものといえよう。つまり蚶満寺の象潟所有権の根拠は、幕藩体制の領主権力がかつてに容喙できない、古代中世以来の皇室領としての、また最初の武家政権より寄進された寺領であるという伝統と権威をもっているのだ、ということにあるのではないかと思われる。

明和元年（一七六四）十月と同三年九月には、ほぼ同内容の象潟の景観保全のための達書が、本荘藩より発令された。それによれば、象潟の島々のなかで荒れ地が目立つようになり、森が隠れてしまうなど、不埒なことが行われているなどの事柄が聞こえて来る。そのためこれ以後、蚶満寺に象潟の支配を申し渡しており、森には塩越の百姓達が松・杉などを植林するように命じた。それにともなって、各島に生えている森の下草や萱は百姓が勝手に処理することを許し、潟の岸に生えている葦の処分は蚶満寺にその権利を認めるというものであった（『象潟郷土誌』第一巻 一七丁に明和三年九月の達書、同第五巻 二六～二七丁に、明和元年十月朔日の達書）。明和元年の方は本荘藩寺社奉行・郡奉行・城代（城代奉行とあるのは間違いで、城代）の連名であり、同三年は御用人連印で、「蚶満寺并庄屋其外江」宛てたものであった。先の延享三年四月の蚶満寺からの書状では、直接象潟という文言はなくとも名所・旧跡の所有権は蚶満寺にあるのだという主張がなされており、ここにあつて本荘藩では象潟の景観保全のため、蚶満寺に象潟の支配を命じたのであった。直接各島に植林を励行させる塩越村の農民に対しては、島森の下草や萱の利用を認め、蚶満寺にも潟近辺の葦の処分権を認定した。明和元年・同三年の二度にわたつて同様の達書を発令したのは、やはり象潟の景観が著しく損なわれてきたという、崩壊の危機があつたからに相違ない。ついで本荘藩では、明和三年の十月には、象潟のなかに潟舟以外の船がみだりに入ることを厳禁する指令を塩越村の町役人に対して出して出しており、潟中へこれらの船が入り込むことによつて、景観が荒らされるのを防ごうとした（同前 第一巻 一七丁）。

明和七年（一七七〇）六月の本荘藩の重臣玉米源五兵衛ら三名の連印で、蚶満寺役寮中に対して、再び象潟の保全についての達書を出した（同前 一七～一八丁）。それによれば、象潟の内部に田地が取り立てられ、「葦谷地」になつてしまつたため潮の出入りがなくなつてしまつた。それに加えて西行桜の付近は陸地同様になつてしまい、船の通路にもならなくなつた。したがつて「名所之詮」が立たなくなつてしまつている。また蚶満寺にも、潟の内部の埋め

立てが進んでいることを注意し、名所は古来より蚶満寺が世話吟味することになっていたはずであつて、今後潟の中に田地を開発し、埋め立ての地を拡大することは不可とする、と厳命した。ここに見られる象潟の状況は、開発による耕地化、葦谷地の拡大による水量の減少、など名所としての景観を著しく損なう事態に至つたのであつた。

右の達書が出された二年後の安永元年（一七七二）五月、象潟に来訪した中山高陽は前章でも述べたように、「奥游日録」のなかでやはり象潟の島々の崩落している姿や開田された潟の内部について記していた。さらに中山は、「好雅の君侯あらば、この潟長く存せんに、可惜」と象潟を保全すべきことは領主の責任であることを申し述べているが、本荘藩の側でも保全のための手立てを講じなかつたのではなく、明和年間の一連の蚶満寺や塩越村へ保存のための達書を出しており、保存のための努力を傾注していた。しかし中山を始め菅江真澄も前述のごとく「潟のへたは田面畑」と記し、天明八年（一七八八）七月に来訪した古川古松軒は、松島と比較してあまりの景色のみすばらしさに落胆の記述すらしていた。

このような象潟の景観崩壊を防ぐための起死回生の策が、寛政二年（一七九〇）二月の本荘藩塩越町奉行から蚶満寺役寮中へ出した達書と、同七年二月の島守人帳の作成であつた（『象潟郷土誌』第五卷 三二丁）。寛政二年二月の本荘藩塩越町奉行の達書は、次のようなものであつた。

覚

象潟島森に於て近年諸木を伐り、地を取り崩し、畑に拓き候者有之由相聞へ、不屈之儀に付其者共へ原形に復させ、石垣を築き、諸木植立候様嚴重に申付、更に島々へ島守人被仰付候、右枯木等も有之、且つ新に石垣等拵へ候節は守人の者共町役人中へ願出、蚶満寺へも町役人より及相談に自由可致旨申付置候、為後証島守帳面相渡置候、依而如件、

寛政二庚戌二月

汐越町奉行 守屋長右衛門印

蚶満寺 役寮中

(傍点筆者)

このように象潟の潟内島にある樹木の伐採、島の取り崩し、畑方への転化が著しく、それに対して諸木の植林、島の保全を督励し、「島守」すなわち島の管理者を任命して枯木を伐採したり、新たに石垣を築くなどをする場合には、塩越の町役人へ願い出ることを命じた。文中にある「島守帳面」は、おそらく寛政二年の時点で作成されたはずであるが、現在は、寛政七年のものしか残っていない。前掲付表の「象潟の各島の管理状況」の寛政七年の項は、「島守帳面」より作成したものであろう。

付表の宝永六年の時点の島守と比較して、寛政七年の場合は責任主体が塩越の町役人、庄屋など、他に有力町人・農民、蚶満寺を始めとする寺社など、宝永六年が各村や郷中など共同体への責任分担が顕著であったのに対して、「みのわ島」などを大塩越中へ預けるといふ、一部例外を除いて保全に関する責任が各個人に明確化されている。なお宝永六年の時点と寛政七年のそれとは島の数に相違があり、後者の寛政七年の方の島数がかなり多いのは、象潟内の島を網羅的に把握し、景観の保全に完全を期したいと本荘藩が考えたからにはほかならない。

このような象潟の景観保全措置を採用した直後の寛政二年八月、高山彦九郎が象潟をおとづれている。その旅行記「北行日記」における高山彦九郎の象潟観は、前章にて触れたところであり、同人も象潟の景観がかなり崩壊していることを記していた。このような現況を回復するために、本荘藩では保全と樹木植え立て、島の崩落の防止策を督励したのであろう。

なお、寛政六年十二月十三日の塩越の有力町人達の連名になる文書（『象潟郷土誌』第一巻 四八〜四九丁）によれ

ば、蚶満寺二十二世の雷垣和尚は本荘藩より処罰され象潟の支配権を剝奪されたという。処罰の理由は、前述したように延享三年に蚶満寺ではすでに、仁賀保領の禅林寺と本末争論をした際に、象潟は「御当主様御領地」の外であり、古来より象潟は蚶満寺の所有にかかるものである、と本寺へ主張していた。さらにその主張は、加賀の大乗寺には絵図面を添えて、役寺である関東三寺（龍穩寺・大中寺・総寧寺）へは書状でもって右の旨が申し述べられていたが、本荘藩ではそれを認めず、蚶満寺の自己主張にすぎない、と認識していた。本荘藩が寛政二年の象潟保全のための調査に一時象潟を蚶満寺から取り上げたことなどに対して不満を抱き、雷垣和尚が右のように象潟の所有権を改めて強ちに主張したことから、本荘藩の逆鱗に触れ、その支配権を剝奪されたのであった。しかし藩主菩提寺の永泉寺を始めとする領内各寺院の嘆願により、蚶満寺は許され「象潟一圓」は蚶満寺へ預けられることになった。ついで、「島々」は塩越村に島守を命じ、管理を厳重にするよう命じられた。

右に述べた蚶満寺と本荘藩との争論を経て、象潟の島々について管理の責任主体が決められたのであり、付表の寛政七年のような管理体制が採用されたのであった。蚶満寺は一応本荘藩の指図にしたかのように見えたが、右に述べてきた同寺の主張をじつは取り下げたのではなく、文化元年の象潟大地震を経過して、象潟の景観を守り復元すべきであるという主張の際に、再び持ち出されてくることになったのである。

四、文化元年の象潟大地震と景観保存の戦い

文化元年（一八〇四）六月四日（太陽暦では七月十日）、夜四ツ時（午後十時頃）、出羽国由利郡と庄内地方を中心として、マグニチュード七・一の大地震が起こった。被害の範囲と損害の実態は、註10の別表に示したとおりである。

震災は、従来は鳥海山の南々南西麓とされていたが、土地の隆起量分布や津波の波高分布などの調査により、近年は象潟沿岸の海底としたほうが妥当ではないか、と考えられている。⁽¹⁰⁾ すなわち象潟直下型の地震であったのであり、当然のごとく塩越村を含めた象潟の被害は甚大なものとなった。別表に見えるように、家屋の倒壊率は、由利郡の南側の地域が著しく高く、小砂川村は100%、平沢村は半分、塩越村は85%など、大きな被害をこうむったことは間違いない。同年の被害届けによれば（『本荘市史』史料編III 本荘市 一九八六年 一二九頁、以後、同書を『市史』IIIと略記する）、

泥涌出埋

一、象潟、

一、大澗、如陸相成候、

一、小澗、如陸相成、入津之船出船致兼候、

とあり、象潟は泥がわき出ることにより、それによって埋まり、塩越湊の大澗・小澗も湊としての機能を果たすことが不可能となつてしまった、という。本荘藩が幕府へ届け出た公式の被害届によれば、象潟は「泥涌出埋、所々如陸地相成申候」とほぼ同様の報告がなされたが（同前 一二四頁）、実は全体として象潟は約二・四メートル隆起したのであって、当時の人々にとつてはそれが隆起ではなく泥の噴出があつたように見えたらしい。蚶満寺一帯も「寺土中埋」一ヶ所、「寺潰」が九ヶ所、「寺半潰」が一九ヶ所、「小屋潰」が八ヶ所、「宮潰」が五、「鐘撞堂」が二、僧侶で死亡したものが三人（同前 一三〇頁）と、後の史料にも見えるように壊滅的な打撃を受けたのであつた。

本荘藩では隆起した象潟について、地震の二年後である文化三年（一八〇六）に、早くも開田の計画を立てそれを実行に移した。『秋田県史』第三卷 近世編下（秋田県 一九七七年復刻）五四八頁や『町史』八九〜九〇頁によれ

ば、隆起して陸地と化した潟跡に、本荘の地方巧者鎌田藤右衛門（この人物は、後述の覚林書簡に「本荘町鎌田屋藤右衛門」とあるので、藩士ではなく町人であった）を派遣して実際の開田の責任者とし、銀主は本荘の城下商人近江屋次郎右衛門、開田の巧者赤石村工藤伝作の指導のもとに、象潟の北側前川尻天神堂下方面から開田に着手した。その結果文化六年までに四七町歩余を開田し、このうち蚶満寺に四町四反三畝余、塩越役所・塩越村名主などへ三町六反余がわけられ、残りの三九町余は塩越冠石住民の請高となった。⁽¹⁾ なお開田の具体的な状況については、それを示す史料がほとんど見当らず詳細は不明である。しかし開田した面積の内、右に見るように大部分が塩越冠石の住民の請高となっているのを見れば、開田の労働力は塩越村の住民が担ったものと推察される。

さて前述したように象潟の北側から開始した開田の作業は、蚶満寺の付近に至り右に述べたような面積の耕地を開くにいたったが、文化七年（一八一〇）九月、蚶満寺第二十四世覚林和尚が本荘藩の寺社奉行所に対して、開田の中止を訴える書簡を提出した（『象潟郷土誌』第五卷 三七〜三八丁）。覚林の主張は、次の四点に集約される。

① 本荘藩が、開田した土地を蚶満寺へ一部寄付してくれたことには感謝している。

② しかし蚶満寺の庭前、二本松付近で水溜まりがまだ存在している地域まで、開田してしまうのはいかなものか。このままでは「象潟之旧景少も相残不申候而者、甚以而歎ケ敷奉存候」と、象潟の景観が壊滅してしまう、と危機感を募らせた。

③ 他国よりの見物人、取り分け幕府の役人衆も蚶満寺に立ち寄った際に、象潟は「日本一統奉朝廷始御公儀迄も相知名所、名所・旧跡之事に候得者何卒手入被成候而、旧景相残候様」と、彼等が天下に聞えた名所・旧跡である象潟の滅失を惜んでいる。

④ したがって蚶満寺の庭前、西行桜のあたりまで古跡を残したいので、開田はその部分を差し控えてほしい。

以上、四点にわたる覚林の嘆願をまとめると、彼は象潟全体の景観復元を要求しているのではなく、蚶満寺から見える範囲内で水がまだ残る箇所なのかの、象潟らしさをなんとかとどめている、西行桜の付近までの一部分を耕地化してしまわないで、残してくれというものである。これは他国の旅行者も異口同音に要望していることであり、とくに幕府役人衆も希望していた。その際に象潟は朝廷も幕府にも聞こえた名所・旧跡であるから、という理由であった。ここで覚林は、朝廷や幕府など本荘藩という一地方の個別領主権力を超越する権威を持ち出して主張し、これは今後展開する交渉でも形を代えて見えるところであって、覚林は本荘藩との折衝の第一段階から右の戦法をとった。

しかし覚林の要望は本荘藩の認めることにはならなかったようで、再度翌文化八年（一八一）七月二十八日、同藩の寺社奉行所に嘆願の書簡を呈した（同前 三八〜三九丁）。それによれば、前年九月に提出した嘆願書に開田の進捗を中止してほしい旨の要望を表明していたにも関わらず、文化八年の三月中に水をたたえていたわずかの所が「水干」となり、大半が「新田御開発」されてしまった。他国からの旅行者のなかで誰一人としてこの現状を惜しまないものはない。最近では信州松代藩の家臣が蚶満寺に来訪し、象潟の景観を保護することこそ領主の務めであるのに、田地などにしてしまったのは、嘆かわしいことである述べた。ついで秋田藩の家臣が同寺の碑文拝観におとづれた際にも、次のように申し述べた。

（前略）象潟之景地不残田面に被為遊候而者、御石碑御建被成候詮無御座候と被申候、殊に又後世之儀を差考候時者当御上様御代に景地不残相潰、田面に被仰付候而者少分之御益筋之為、乍憚賢君之御名を奉隠事甚以て御氣之毒千万に奉存候間、（後略）
（傍点筆者）

覚林は次に、明和年中に本荘藩では蚶満寺に象潟の支配を任せただけであり、寛政年間には一時先代の不祥事のため象潟の支配権を剥奪されたが、元のごとく支配を蚶満寺へ認め、その「書付」まで下付した、したがって前藩主の「御

上命」を、「永世」まで守って欲しい、と主張と要望を繰り返した。

ここで覚林の持ち出した論理を整理すると、象潟の景観を保全するのは領主の責務であり、これは他藩の家臣達も同様に主唱するものであり、世論である。次に象潟の支配権は、一時的な問題はあつたにしても本荘藩が蚶満寺に認められたものであつて、このように開田によつて景観を滅失させるのは、政策の一貫性を欠くものであり、到底藩主としても許されることではないであらう、というものであつた。このような覚林の嘆願が、本荘藩当局の聞き入れるところとならなかつたのは、覚林が蚶満寺を閑院宮家祈願所にするべく奔走し、それが左に掲げる文書によつて実現したことによつて判明する。すなわち蚶満寺は、文化九年三月、閑院宮家の家司より次の文書を拝領した（『市史』III 一三九頁）。

今般当寺

閑院宮為御祈願所、御家紋付提灯為有御寄附者也、

文化九年三月

田中雅楽有道[㊦]

木村大進政辰[㊦]

山本丹波之介道貫[㊦]

象潟蚶満寺

蚶満寺は、この文書によつて閑院宮家祈願所となつたのであり、このことは、これから四く五年にわたる、蚶満寺の覚林・閑院宮家と本荘藩との争いの口火となつた。なお覚林と閑院宮家とが関係を結ぶに至つた経緯については、詳しい史料がないため不明である。これから問題にする、閑院宮家の家司と本荘藩との間で交わされた書簡は、『市史』

III所収の「閑院宮 六郷伊賀守 掛合往復書翰 蚺満寺一件」に収録されたものであり、特に断らない限り書簡はすべてこの史料に収められたものである。

さて文化九年（一八一二）七月二十五日、閑院宮家々司の平田民部少輔が覚林へ宛てた書簡（同年七月二十五日 平田民部少輔書簡）によれば、覚林は帰国して、蚺満寺が閑院宮家祈願所となり、同家より提灯と絵（会）府などを預かった件につき藩庁へ報告したことを、平田へ連絡した。覚林からの報告に接した本荘藩は、ただちに覚林の処罰を決定したらしく、覚林に「慎」を命じ表門を閉め寺に押し込めたようである（『象潟郷土誌』第五卷 三九〇―四〇丁 文化十年二月の蚺満寺檀家総代・組頭から塩越名主・宿老へ宛てた書簡、ならびに塩越宿老・名主から本荘藩寺社奉行へ宛てた書簡）。

右の覚林の処罰は別として、覚林から藩庁へ祈願所となったことの報告がなされたとの連絡によって閑院宮家の家司達は、正式に六郷伊賀守家老中へ蚺満寺を同家の祈願所とし、閑院宮家の家紋を入れた提灯を同寺へ寄付した旨を申し入れた（文化十年三月十九日 田中有道他二名連署書簡）。実は文化十年の段階で六郷氏には伊賀守の受領名を持つ当主はおらず、前年の文化九年十月に七代藩主六郷政速は死去し、同十年三月の時期は既に六郷政純が八代藩主となっていた。六郷大和守政速はかつて佐渡守、伊賀守の受領名を称しており（『本荘市史』史料編II 「六郷家系譜藩士例記抄」一九七頁）、このことから政速存命と間違えて伊賀守と宛名したものと推測される。

本荘藩では覚林の処罰に加えて、閑院宮家に対して猛烈な巻き返しに出た。文化十年（一八一三）四月二十四日、本荘藩江戸家老内本市九郎は閑院宮家々司に対して、蚺満寺が同家祈願所となっても、「蚺満寺当住、子細御座候而咎可申付」と覚林が前述の如く処罰中の身であったは、同家の提灯などの管理も行き届かず、したがって祈願所の件は「御差止可然奉存候」と、申し述べた（文化十年四月二十四日 内本市九郎書簡）。これに対して閑院宮家の家司は、

ただちに返書を内本市九郎⁽¹²⁾へ発送した。内容は、覚林は従来から閑院宮家に入入りしていた者であり、彼が如何なる理由で処罰を受けたのか理解に苦しむ。また閑院宮家の提灯を蚶満寺へ下付したのは、覚林の身分とは一切関係がなく祈願所であるから渡したのである。蚶満寺を祈願道場としたのは、庄内善宝寺⁽¹³⁾が有栖川宮家の祈願所となったことを前例としており、これを六郷家でも承認してほしいというものであった（文化十年五月七日 田中有道他二名連印書簡）。この前後に閑院宮家では使者を象鴻に下向させ、蚶満寺においては表門を開門させて、覚林の処罰も、その効果があったのか一応解除になったものらしい（『象鴻郷土誌』第一巻 四二丁、同第五巻 四二丁）。

本荘藩は閑院宮家の返書には納得せず、五月二十五日、同じく閑院宮家へ宛てた内本市九郎の書簡で、次のようにいう。蚶満寺は「田舎寺」であり、住職はおらず、ことさら「貧寺」であるから、閑院宮家のような大事な祈禱を執行するのは不可能であり、同家の紋付きの道具が粗末に扱われることになることと恐れ多いことである。かといって同藩として蚶満寺に「番士」をつける余裕はないので、祈願所の件は差止めにしてほしいというものであった。これに対して閑院宮家側は六月二十九日の内本市九郎へ宛てた書簡で、ただちに反論した（文化十年六月二十九日 田中有道他二名書簡）。同藩側の言い分を正面から取り上げることせず、「蚶満寺義ハ由緒有之旧地之趣兼々達御聞、御祈願所ニ被仰付も相済」と、蚶満寺が象鴻を抱えた由緒ある寺院であり、これを閑院宮家で聞き届けて祈願所としたのであって、しかも覚林が上京して直接閑院宮家に参殿してこのことが決まったのだから、中止はありえない、というものであった。ここで初めて象鴻・蚶満寺が由緒ある地という、文言が見えてきたのであり、論理の展開としては以後、このことが重要な点としてクローズアップしてくる。そして文化十一年（一八一四）十二月八日、覚林に上京と参殿を催促する書簡を閑院宮家で出し（山本道貫書簡）、覚林は翌文化十二年五月四日出発し、二十日、京都に到着した。上京を催促する閑院宮家の書状を受けとった、その直前の文化十二年三月、覚林は本荘藩へ対して最後の嘆願書を

呈した（『象潟郷土誌』第五卷 四三丁）。それによれば、象潟に関して百姓方より新田開発の要望が頻繁に寄せられ、それを藩庁では認めていないようであるが、蚶満寺に対しても何等の具体策を示すことがない。従って象潟の景観復元のため、本荘藩の助力を頼み、かねてよりお願いしていた箇所を掘削して水面を回復し、手入をしてほしい。最近幕府の役人衆が同寺へ立ち寄りこの惨状を見て嘆き惜しんでおり、藩主家である六郷家の先君も「神祠之碑」を建立したほど蚶満寺を保護したではないか。「象潟之景地少は水面之所残置致奉存候」と、覚林は一部分ではあっても水面を回復し、これ以上の荒廃を防ぐために本荘藩の援助を依頼したのであった。なお閑院宮家は、この嘆願書の提出のあった翌月、すなわち文化十二年四月、同家祈願所の蚶満寺にたいして白銀三十枚を寄付した（同前 四二〜四三丁）。

おそらく覚林の嘆願は、聞き届けられることがなかったのであろう。文化十二年（一八一五）七月十八日、閑院宮家の家司は「六郷阿波守御家老中」すなわち本荘藩八代藩主六郷政純の家老に対して書簡を送った（文化十二年七月十八日 田中有道他二名連印書簡）。その書簡は長文であるので内容を簡単にまとめることにしたい。上京し、参殿した覚林の情報によつて、象潟の「本朝一ツ之名跡二而」の由来と蚶満寺の由緒は閑院宮御所が認めるところとなった。また本荘藩が一度は閑院宮家の祈願所として認めたにも関わらず、その建札を以後は認めないとは不可解である。しかも閑院宮家の称号を付した建札を勝手に排除したことは、閑院宮家を侮る致し方であろう。また蚶満寺が象潟を支配地としていたが、地震以後百姓共に新田開発をさせ境内を侵犯し、「古跡も追々相絶」という状況の報告があったが、古来よりの寺領をその寺院から剝奪することは武家諸法度第十四条に違反するのではないか。⁽¹⁴⁾領主の台所向きのため新田開発をおこない「古跡」を失うことは、けしからぬことであり、それは真実であろうか、また蚶満寺の申し立てる「諸古伝は偽」なのか、それらの点を質したい、というものであった。

ついで閑院宮家では本荘藩の返答を待たずに、同年十一月十八日、たまたみかけるように本荘藩の家老に対して次の書簡を送った(山本道貫他二名連印書簡)。そのなかで閑院宮家は象潟が地震によって荒廃していることをたいへん嘆いており、先年手当ても出している(具体的には、前述したように文化十二年四月の白銀三〇枚寄付を指すものであろう)。象潟の再興は蚶満寺を始め百姓共の願いなのであって、復元のための詳細は覚林に帰国させて調査・報告させる。当初祈願所となることをいったんは認め後から中止を求めたのは、それはできぬことであり、そもそも祈願所とすることを含め「神仏修務之儀」は、いちいちその地の領主から承諾を得なければならぬような性格のものではないのだ。また象潟は六郷家が蚶満寺に支配権を認めたことは歴然としている、と閑院宮家はかなり高姿勢でもって本荘藩に臨んでいる。以上二通の書簡から見えるところをまとめると、覚林から直接事情を聴取することにより、閑院宮家はこの間の事態を掌握し、本荘藩が一度は祈願所となることを認めたにも関わらず、それをくつがえしたのはおかしい。象潟は蚶満寺へ支配権を認めており、それは寺領に該当するものであるから、同寺から寺領を取り上げるのは武家諸法度に違反する。閑院宮家は象潟や蚶満寺の由緒を認め、象潟の景観の復元は多くの人々の願いでもあり、祈願所に指定した件については、本来は領主の口出しすべきことではない、ということであろう。

本荘藩としては、このような閑院宮家の態度に対して、文化十三年四月十六日、六郷内匠など同藩の家老三名の連印でもって、蚶満寺の由緒について同寺が文禄元年(一五九二)の開基・殿堂建立であると言上しているのは、六郷家が前領主より受領している郷村帳や慶長十七年(一六一二)の帳面(註)を見ても蚶満寺はみあたらない。由緒についての不明の点ならびに象潟については覚林が帰国次第、同人へ聞きただしてみようである。早急に覚林を帰国させてほしいというものであった(六郷内匠他二名連印書簡)。またそのなかで象潟が、蚶満寺の支配であることは認められた。これに対して、閑院宮家は、同年五月八日、本荘藩家老へ書簡を送り、祈願所については由緒・古伝はどうであ

れ決定したことであり、これを覆すことはない。先年宮方で蚶満寺へ象潟についての由緒を書き上げさせたところ、象潟は古来より同寺に支配権を認めてきたことについては領主方の史料も存在しており、間違ひなからう。覚林を帰国させることにしたが、六郷家において先年のように「慎」などを長期間にわたって命じたならば、祈禱に支障が生じ、今後そのようなことがないようにするとともに、蚶満寺の住持の進退は今後閑院宮家へ相談の上決定するように、との申し入れをおこなった（文化十三年五月八日 木村政辰・田中有道連印書簡）。

ここで閑院宮家は、祈願所にした蚶満寺の住持についての人事を握ろうとしているのであって、それは本荘藩にとって到底受け入れることができないことであつたはずである。文化十三年四月十六日の本荘藩側の書簡にもみえるように、すでにして同藩では祈願所差止めの要求はとりやめており、もっぱら覚林の帰国を宮家へ促す方策に転換したようであつた。これは覚林逮捕を念頭においたものであり、それを察知した閑院宮家では覚林を保護するため右のように処罰はもとより、蚶満寺の人事についても介入しようとしたのであつた。

本荘藩と閑院宮家双方の対立点は、要するに象潟は蚶満寺の支配下にあるのか否か、象潟は蚶満寺の境内もしくは寺領として同藩は認めているのか、ということである。寺領であるならば、例え地震によって隆起して旧景が損なわれたとしても、それを剝奪して景観の破壊につながる、その内部を耕地化することは武家諸法度に違反するものであり、景観の復元は蚶満寺の主張を含め世論なのだ、ということに尽きようか。覚林の閑院宮家への運動によって、蚶満寺が宮家の祈願所に指定された背景には、象潟や蚶満寺に関して、すなわち名所・名勝として広く昔から認められてきた歴史と伝統があつたからにはかならない。第二・三章にて明らかにしたように、ただ単に象潟の景観は古代末以来の歌枕の地なのだ、との意味合いに限定されることなく、伝承とはいえ古代末以来の皇室領としての、また最初の武家政権の鎌倉幕府より寄進された寺領であるという伝統と権威をもっているので、幕藩体制の領主権力がかつて

に容喙はできないのだ、ということになろう。

さらに江戸幕府へ直訴することをせず、閑院宮家へ運動したのは、和歌を始めとする伝統的な日本文化の継承を保証するのは、やはり天皇・公家の責務なのだという、考え方が根底にあったのではなからうか。これは禁中并公家諸法度の第一条に、天皇の役務が定めてあり、それは日本の古来の学問・芸能を学びそれを発展させることであつたのであり、そのような天皇や朝廷を公家衆が輔翼する立場にあつたことはいうまでもない。また熊沢蕃山も「集義和書」のなかで王朝文化の継承と伝統保持は禁中と公家がおこなつてきたのであつて、武家政権になつてもそれはかわらず、公家のそのような姿勢が国家の道徳性を支えているのだという（『日本思想大系 熊沢蕃山』岩波書店 一九七一年 一五二～一五五頁、同書解説 五〇七～五一〇頁）。

幕藩体制の世の中にあつてこのような認識が世人に受け入れられていたとすれば、まさに王朝文化の華ともいうべき和歌に詠まれた、歌枕の地の景観を保存するために、景観を破壊する開発に専心する幕藩領主よりも、抽象的ながらも右のような責務をおつている宮家である閑院宮家へ、覚林が参殿して歌枕の地の景観の保存を訴えたとしても、それはけだし当然というべきことであつた。¹⁶⁾

覚林のその後については、紙幅の関係もあり詳細を記述する余裕がないので簡単に触れるにとどめたい。文化十三年、帰国した覚林を待っていたのは、本荘藩々々菩提寺の永泉寺からの出頭命令であり、身の危険を感じた覚林はそれを拒絶した（『象潟郷土誌』第一巻 四二丁）。そして蚶満寺の後を塩越村光岸寺に依頼して、再び上京を企てたようである（文化十三年六月二十一日 覚林書簡）。本荘藩では覚林を捕らえようと酒田・小砂川あたりまで役人を派遣して探索したが、覚林は追手を逃れて逃走に成功した（同前 第五巻 四五丁）。出奔後、覚林は江戸の東叡山寛永寺に身を寄せ、大胆にも由利郡大砂川の龍泉寺へ寛永寺の役僧と同行して、蚶満寺に覚林の法筋以外の僧侶が入らない

ように運動した(同前 第一卷 四二丁)。しかし、覚林の命運もここまでで、文化十五年(二八一八)七月、本荘藩の謀略によって寛永寺からおびき出された覚林はそこで捕縛され、本荘へ連行されて、文政五年(一八二二)十二月十六日、本荘城下にある同藩の揚屋で獄死したという(同前 第五卷 四九丁)。ここに、覚林の戦いは終わった。

おわりに

肥前松浦藩主松浦静山は、『甲子夜話』続篇四(東洋文庫 三七五 平凡社 一九八〇年 一〇二〜一〇三頁)のなかで、かつて彼と同班(江戸城の詰めの間が同じ「柳間」)であった六郷家の藩主と入魂の間柄であり、六郷氏の江戸の藩邸をおとづれたことを記している。その際に六郷氏は、彼に象潟を描いた屏風を見せ、その解説を家臣がするなど領内の名所・景勝の地を自慢した。その屏風は静山も一雙の屏風を展観したといっているので、現在象潟郷土資料館に所蔵されている、「象潟凶屏風」(六曲一雙)を見たものと推定される⁽¹⁷⁾。

静山は、屏風に描かれた景観の素晴らしさに驚倒し、「彼地の景勝実にかの語言まさるべし、(中略)上下の賞望想を及ぼすべし」と絶賛した。ついで、文化元年の大地震によってこの景色が崩壊し、その後「天造の新墾田三万石ばかり出来ぬ(中略)」と陸地化した象潟の状況を述べ、次のような感想を披露した。

又此新田、この後開墾せば、又三万石も増すべきかとぞ。かゝる天下の名勝絶景の地、永く浪滅せしは長嗟するに余りあれど、其領主の国益となり、其人民の為にはいかなる幸ぞや。このことは或人其領邑の人に親しく所聞也。

象潟の景観が滅失したのは痛恨のことではあるが、陸地化することによって開田が可能になったのであれば、領主・

領民双方にとって幸せなことではないか、と述べている。さらに開墾して加えて三万石の増収を図ることが可能なのであれば、そうすべきであるとさえ言明している。ここには歴史的な名所・名勝がたとえ陸地化したとしても保護を加えて保全すべきであるという思考はまったく認められず、藩財政の慢性的な窮迫に悩まされその打開を迫られている、幕藩領主の現実的要求にもとづいた考えそのものが示されている。なお文化期に本荘藩の財政が窮迫していたから、開田を実施したという考え方もあるが、象潟程度の浅い潟であれば幕藩体制前期における土木技術でもって十分に新田開発が可能であった。実際、象潟の周囲の開田は文化以前の史料に見えるところであり、また第三章でも触れたように旅行者達の目にも開田のおこなわれている様子が記されており、本荘藩ではむしろそれを阻止し景観の保全を塩越村へ求めていたことを忘れてはならない。

松浦静山の考え方は、当時の幕藩領主にとってしごく常識的なものであったのであろうし、あるいは彼の記すとおり本荘藩領の領民達もこのように望んでいたのかもしれない。したがって本荘藩が覚林の嘆願に応えることをしなかったのは当然のことであり、むしろ覚林の要望のほうが当時の人々の常識にはずれていたのかもしれない。しかし覚林が一部とはいえ象潟の景観の保全のために閑院宮家に働き掛けて本荘藩と戦ったのは、やはり古代末以来の歴史と伝統をもつ象潟を守り、これがひいては蚶満寺の存在を確たるものにするのだ、という考えがあつたからであろう。

本荘藩では、天保二年（一八三一）十一月、天保郷帳の作成に際して幕府から領内村落の村高書きあげを命じられた時、象潟については次のように報告しようとした（『市史』Ⅲ 七六号文書）。

象潟新田之義も塩入之場所故不熟之積りニる、是迄書上等も無御座候得共、名所之場所殊ニも公迎之間へ二も相成居候象潟故、此度之被仰出も御届無之も相成間鋪哉ニ評義致し、（下略）

象潟は新田であり、「塩入り」の場所であるから不熟であるので書き上げはしなかったが、今度の郷村帳の作成に関し

ては象潟が「名所」であるし幕府にも聞こえているので、高を申告しないということは通用しないであろう、といっている。そこで同藩では、象潟の新田畑について幕府へ返答するマニュアルを作成し、「田形」が「十五町三反八畝六歩」、「畑形」が「三反三畝拾歩」と申告し、収納米の量は四十四、五から五、六十俵であると報告することにした。田方と畑方の面積を合わせても一六町弱にしか相当せず、文化六年までの開田の面積四七町歩の三分の一しか幕府には申告しないことになった（『市史』III 七七号文書）。

象潟の所在する塩越村は、正保郷帳の村高が九七四石余りであつて天保郷帳の村高とまったく同じであり（『日本歴史地名大系』5 秋田県の地名『平凡社』一九八〇年 六六四頁）、本荘藩では象潟開田の成果を石高に結ぶことはしていない。天保九年（一八三八）の巡見使来訪にあつて本荘藩では次のように報告させている。すなわち「象潟跡田地御年貢取立の儀者年々上中下坪刈にて年貢被申付、年に依り皆無同様の年も有之、」と象潟の開田の成果を極力小さく見せようと努力した（『象潟郷土誌』第一巻 三七丁）。

これは、天下の名所・名勝をたとえ隆起して旧景が崩壊したとしても、領主的な要請で開発し、景観を滅失してしまつたというのでは、領主側にとつて外聞が悪いと判断したことによる。しかも外聞だけではなく、このような歴史的な景観を保全するのは、領主に責任があり、また宮家を始めとする公家達には歌枕にも詠まれた景観を守ることが王朝文化の伝統を継承する責務なのだという観念が、当時広く認められていたことは今までの展開で述べてきたことであり、その点でも世論の動向に配慮する必要があるのである。幕藩領主である六郷氏・本荘藩は、閑院宮家を始めとする、宮家の景観保存に関する関心の高まりを無視することができなかったのであつた。しかも天皇・朝廷勢力と日本文化の伝統と継承とは、お互いに密接な関係にあり、この構造に入り込むことは、幕藩権力といえども容易なことではなく、まして個別領主がそれらを否定するような姿勢を見せることは建て前上も許されることではなかつ

たのであった。

近世出羽国の名所・名勝「象潟」は、右のような経過をへて現在に至ったのであり、覚林の景観を保全しようとした戦いが、果たして成功であったのか、判断に迷うところであるが、かつての島々であった多くの岡が点在して象潟の面影を今でもしのぶことが可能であるのは、覚林を始めとした先人の奮闘によるものとみてよからう。

なお幕藩体制下において、古来より都の貴族に愛され歌枕の地であった名所・名勝の地の景観が危機に瀕したのは、象潟のみではない。丹後宮津湾にある「天橋立」も、幕藩体制中期の享保期に近隣の漁村より橋立切断の訴願が宮津藩にだされた。それを阻止したのは「天橋立」と密接な関係を有していた智恩寺であって、「橋立は天下無双之絶境」であると主張するとともに、『丹後国風土記逸文』に見える「二神降下之神跡」で、神の住み給う所であるから、それ截断することは「天下之間え不吉第一」と、天下に対して恥じいり、不吉きわまりないと返答した。²⁰この点は象潟に関する覚林や閑院宮家の論理と類似した構造をもっており、当時にあつて歴史的な景観の破壊は、世論が許さぬのだ、という認識は広く受け入れられていたものなのであった。

註

- (1) 紀州和歌の浦の景観保存については、各学問分野から論稿が寄せられており、文献を整理したものととして、藪田・藤本『歴史的景観としての和歌の浦』（自費出版 一九九一年）がある。不老橋建設を歴史的な観点から取り扱ったものとして、藤本清二郎「幕末期、不老橋の架橋とその政治的背景」（『日本史研究』三五〇号 一九九一年）があり、国文学の分野からも村瀬憲夫「万葉・和歌の浦玉津島の歌覚え書き」（『和歌山大学教育学部紀要』第三八集 一九八九年）において、和歌の浦・玉津島の景観保全が如何に必要なかを述べている。

なお最近刊の高木博志「史蹟・名勝の成立」（『日本史研究』三五二号 一九九一年）は、近代国家の史蹟・名勝の指定を取り上げ、その保存がナショナルリズムの高揚と深く関わっていたことを明らかにしたものである。

- (2) 柳田國男は、『明治大正史』（『定本柳田國男集』第二四卷所収、筑摩書房 一九七一年 二一九頁）において、前記能因の

歌を引き、前近代において、海辺に住み海人を生業とする人々はあわれまれて歌に詠まれているとし、次のようにいう。全体に海をよそ／＼しく気味の悪いものゝ様に取扱つたものが多くて、其壮麗を讚歎したやうな作品は、捜しても見つからぬのである。海人の子・あまをとめは歌にも屢々詠まれて居るけれども、それは多くはたゞ憐まれて居る。

世の中はかくても経けり象潟や蟹の苦屋を我宿にして

斯ういふ種類の三十一字のみが、幾らとも無く感吟せられたのである。須磨や明石の物語にも有るやうに、海辺に住むといふことは流謫であり仮寓であつた。いつも憂愁の情を以て之を眺めて居たのである。海の風景の写し方と愛し方の、たゞ一隅に偏したのも当然の結果であつた。

すなわち古代から中世にあつては、象潟を含めた海辺というものは都人にとってこのように認識されていたのであつた。

また近世の大名が象潟を詠んだものとして、弘前藩二代藩主津軽信牧の次の漢詩がある（国立史料館蔵津軽家文書）。

戲依松明叟之芳韻以寄赤尾津象潟人云

藤原信牧

九十九森此有聲

入詩入句倍多情

魯媒遙路客初至

井染昏毫愧野生

(3)

『本莊市史』史料編Ⅲ（本莊市 一九八六年）五六～五七頁によれば、寛永十七年（一六四〇）七月晦日、生駒氏領の仁賀保郷の内一七ヶ村、四六三九石余りと小物成銀六一貫余りが六郷氏へ、大沢や掛沢など一六ヶ村、四六三九石余りが六郷氏から生駒氏へ渡された。この結果、生駒氏は同年十二月、塩越の居城から矢島へ移転した。

(4)

『秋田県史』資料 古代中世編（秋田県 一九六一年）二二六～二二七頁に、「正嘉元年八月十三日 北条時頼、出羽国由利郡象潟蛸満寺二目通り四方二十町余ヲ寄進シ、ツイデコノ四至内ニオケル殺生禁断ヲ令ス、ト伝エラル」との綱文を掲げて、次のような文書を掲載した。

干満寺者

干満寺者

正喜元^{丁巳}年 正喜元^{丁巳}年 寺目通四方二十丁余準先規令寄附之状如件

正喜元^{丁巳}年

八月十三日

道 崇（花押）

〔遠上〕東〔北〕小山之頂二十丁余下西南濱隈關川
右象潟干満寺者

八幡菩薩降臨之砌也、於件四至之所不可殺水陸之生類者、若背此旨猶致狼藉者不論貴賤儘可被処罪科、仍為向後制止
如件

正喜元丁巳年

八月十三日

道 崇 (花押)

当該条の文末に文書の形式など花押も含めて、問題があるので、一応掲げて後考を待つとしているが、筆者は寡聞にしてこの文書を正面から取り上げた論稿を見たことがない。原本を閲覧しておらず、しかも中世史を専門としていないこともあるが、当時の文書とはとうてい思われず、真正文書とは考えられない。しかし当時におけるかなりの知識を有した人物が作成したのではないかと想定され、その点からも今後の研究が待たれる。

(5)

『群書解題』第十 和歌部・連歌部・物語部(統群書類従完成会 一九七七年 三四七〜三四八頁)によれば、「梵灯庵主返答書」の作者梵灯は、室町幕府三代將軍足利義満に仕え、連歌は良基に学んだという。連歌師としては応永十五年(一四〇八)頃から名が聞こえ、高野熊野から西国・東国の果てまで放浪雲水して、帰京後は連歌界の重鎮となった。他に代表作として「梵灯庵袖下集」や「長短抄」がある。「梵灯庵主返答書」自体の成立は、応永二十四年(一四一七)の頃と推定され、梵灯六十九才の時の執筆であるらしい。

目崎徳衛『西行』(吉川弘文館 一九八九年 一七四頁)によれば、本文に掲げた「梵灯庵主返答書」に掲載されている西行の和歌は、いずれも歌集に見えず、また西行が日光や象潟へ行つた証拠もない、と述べており、加えて梵灯庵は、この伝承を少しも疑っていないという。

なお本文に掲げた同氏の『西行の思想史的研究』とは、西行の象潟来訪について若干のニュアンスの違いを見せている。『象潟郷土誌』第一巻の二五丁によれば、寛政十一年(一七九九)五月、藩主が塩越の本陣に宿泊して象潟を遊覧したとある。このときの藩主は、七代藩主六郷政速であろう。本荘藩の関係史料には、象潟来遊についてはとくに記すところがなく、詳細は不明であるが、第四章で述べる、文化七年九月の蛸満寺和尚覚林の開田中止を訴える訴状には、「於拙寺者御尊牌・御廟所も被為在候に付、格別過分之地面被為在」(『象潟郷土誌』第五巻 三七丁)と申し立てており、藩主家の位牌を奉じ、また廟所も蛸満寺に設けられていたことから、それに詣るため藩主の象潟来訪は右の例だけでなく、ほかにも存在したものと推察される。

(6)

(7) 松島については、『日本歴史地名大系』4 宮城県の地名(平凡社 一九八七年 二三八―二三九頁)、『図説宮城県の歴史』

(河出書房新社 一九八八年 入間田宣夫氏の執筆にかかる「松島の聖と名取の老女」、「松島寺の物語」)を参考にした。
古川古松軒は、『東遊雜記』において松島を絶賛し、日本三景を丹後天橋立・安芸厳島・松島とするが、松島を天橋立・厳島と並べて論じるべきでなく、山は富士山、「景に於て松しまに論あるべからず」と日本における最高の景観であると主張した(『日本庶民生活史料集成』第三卷 三一書房 一九六九年 五七一頁)。

(8) 本荘藩が象潟の景観の保護に乗り出した背景に、この文書が出された前年の元禄二年六月、芭蕉の象潟来訪があったのではないかとも考えられるが、『奥の細道』が芭蕉の友人の書家素庵によって清書されたのが元禄七年の初夏のことであつて、また出版されたのが元禄十五年(一七〇二)であることを思えば、元禄三年当時にあつて芭蕉の影響により象潟の景観を保護しようという認識は、少なくとも藩庁の念頭にはないと考えるのが普通であろう。阿部喜三男『松尾芭蕉』(吉川弘文館 一九八六年)を参考にした。

(9) ちなみに明和三年九月に出された達書を左に掲げることにしたい(『象潟郷土誌』第一卷 一七丁)。

象潟荒地に不相成様従往年度々被仰付候所、近年荒地多く相見江森隠れ、其外各地不埒なる聞え有之に付、向後象潟の儀者蛸満寺之支配に申渡、森の儀は汐越諸百姓随分入精致し、杉松其外雜木なり共植立可申事、并に森に生出候萱草等の儀者、其百姓可致自由事、且つ潟辺に生出候葦の分は蛸満寺に於て可致自由事、

明和三年丙戌九月

御用人 連印

蛸満寺并庄屋其外江

(10) 文化元年の象潟大地震の被害状況に関する別表(次頁)は、宇佐美龍夫『資料日本被害地震総覧』(東大出版会 一九七五年)七〇頁所収の表を、参考にして作成した。

なお宇佐美氏は、右著七一頁で震央を地図の上で鳥海山の南々南西麓に比定している。しかし近刊の秋原尊礼編著『続古地震』(東大出版会 一九八九年)五二頁によれば、本文に掲げたように、震央は象潟沿岸の海底としており、また『新収日本地震史料』第四卷(東京大学地震研究所編 一九八四年)二二二頁において、震央は象潟海岸説を採用しているようである。

(11) 前掲『秋田県史』第三卷 近世編下 五四八―五四九頁の記述に拠つた。なお同県史も象潟関係は、ほとんど『象潟郷土誌』を出版としており、原文書に依拠できなかったものと推察される。

別表 象潟大地震被害一覧

		総戸数	家潰	半潰	潰率	蔵潰	蔵半潰	蔵痛	家痛	死	傷	備考
鶴岡藩	酒田	(5,000)	3,367 (378) 1,369			182 (178) 178		393 (382)	592 (424)	150		家は侍屋敷・町・寺社を含む。 酒田城の門・櫓・堀破損、 地裂け泥を噴出、かつこ内 は異説。
平田郷	荒瀬郷		450 833							6 29		酒田の東部隣接地。 酒田の東北部、遊佐の南。
遊佐郷	石辻組	2,200*	1,468	572		36		15		(109)	69	*は推定、庄内平野の北部。
遊佐郷	宮野内組		350	74*		13	16*			11	11	*は大破
遊佐郷	江地組		547	370*		23				50	12	焼失1、*は大破。
米屋町	吹屋浦	820	215	200*		28	36*			43	47	焼失18、*は大破。 他に寺潰2。
女小	砂鹿川	50~60	70余		100%	50				11	3	傷なし } 羽前・羽後国境の 日本海沿岸地方。
金塩越	(象潟)	512	441		85	317*				27	65	火災あり、焼死を含む。 *納屋を含む。
三世平本	川田沢下	200	20					100		3	8	
本庄	城下	100	50		50					20	5	
本院	内村	360	73	19						7		金浦の東5km

(13)

庄内禪宝寺とは、『日本歴史地名大系6 山形県の地名』(平凡社 一九九〇年 七一四~七一五頁)によれば、現在の山形県鶴岡市下川に所在する曹洞宗の寺院で、山号は竜沢山。天慶年間(九三八~九四七)に妙達が竜華庵を結んだことに始まるという。文安三年(一四四六)に再興され、禪宝寺と改めた。近世にはいつてからは、寺領が一町一反歩余、天明六年(一七八六)、有栖川宮家の祈願所となった、という。閑院宮

(12)

本荘藩江戸家老内本市九郎は、同藩七代藩主六郷政連が江戸にて召し抱えた側近であった。文化八年(一八一)に召し抱えられた彼は、同藩の後期藩政改革ともいうべき藩政の立て直しに着手したが、性急な政策の実施と門閥譜代層の反発にあつて御家騒動が勃発した。同十年三月、内本は江戸屋敷を出奔しこの改革は失敗に帰した(『市史』III 六九号「江戸家老内本市九郎一件風聞書」)。閑院宮家へ宛てた文化十年四月の内本市九郎書簡の日付は、既にして同人が出奔しており、時間的な整合性がないが、あるいは既に文案を内本が作成していて、出奔後それを同藩が送達したとも考えられよう。また閑院宮家よりその後も内本宛ての書簡が来ているのは、本荘藩で閑院宮家へ内本事件を連絡しなかつたからであり、その点はとくに不思議なことではない。なお内本市九郎事件については、半田和彦「本荘藩後期財政改革の失敗」(『鶴舞』第三〇号 一九七五年)がある。

家の言う、出羽国での祈願所の例とはこのことを指すのであろう。

- (14) 『御触書天保集成』上(岩波書店 一九七六年) 所収の天明七年(一七八七)九月二十一日に定められた武家諸法度の第十四条には、次のように記している。

一、諸国散在之寺社領、從古至二今所附來は不可取放之、勿論新地之寺社建立弥令停止之、若無規子細有之は、達奉行所、可受差因事、

ここで「不可取放之」の文言の意味の取り方が難しいが、同じく新井白石が起草して宝永七年(一七一〇)四月十五日に定めた武家諸法度(『御触書寛保集成』岩波書店 一九七六年 一頁)第十七条によれば、寺領に関して「これを没却することをゆるさず」とあり、この条文は領主が由緒ある寺院より寺領を取り上げるのを禁止すると、解釈したほうがよからう。

- (15) 「慶長十七年改之帳面」とは、最上氏が慶長十七年(一六一二)六月頃から着手した領内検地とその結果作成された検地帳を指していると考えられる。由利地方の検地は新たに最上氏の版図に入った同地域の全体的な掌握を目指したものであり、指出検地であった。紙数の関係からこれ以上触れることはしないが、詳細は前掲『本莊市史』通史編Ⅰの五九〇～五九五頁を参照されたい。

- (16) 覚林とは異なるケースであるが、幕藩体制後期の百姓一揆に、京都の朝廷勢力への越訴がおこなわれる例があり、深谷克己氏は、その事実を整理して、四つの特徴を導き出している(同氏『百姓一揆の歴史の構造』第一部第一章 校倉書房 一九七九年)。筆者はそのなかで蚶満寺一件は、幕府役人衆のことがしきりに覚林の嘆願書に出てくることから、深谷氏の指摘する特徴のなかの、①幕府に対する要求の斡旋者としての期待があること、及び蚶満寺が閑院宮家と格別の因縁のある寺院ではないことから、②天皇個人ではなく公卿家のどれでよかつたこと、の二点にある程度該当するのではないかと思う。
- (17) 「象潟図屏風」は、本莊藩の絵師牧野永昌の筆になるものである。前掲『本莊藩分限帳』中 四五四頁によれば、牧野は次のように記されている。

高 牧野 永昌

一、文政三年三月十八日、老衰二付、画道難義二付、御切米御扶持方指上候、願之通隠居、同藩において画工の祖ともいわれた牧野は、狩野派に属し、子の牧野梅仙は「絵道出精」(同前 四五四頁)のため江戸で修行した。孫の雪仙は、幕末における同藩の絵師として活躍した。

- (18) 菊地利夫『新田開発』上(古今書院 一九五八年)一七四～一七七頁によれば、近世初頭にあみだされた関東流の開発技術

で開発できたのは、湖沼の縁辺の干潟であり、それが紀州流の開発技術に転換する十八世紀にはいつてからは、飛躍的に開発の速度はあがったといひ、その例として新潟県の紫雲寺潟をあげている。

なお『明治以前日本土木史』（岩波書店 一九七三年復刻）二九〇頁によれば、象潟干拓として「象潟町、武道島其外を村民共同経営にて文化六年起工し、天保初年竣功す。開田面積二百町歩に及べり。」とあり、従来あまり聞かない説を記している。

- (19) 『市史』IIIの一四八〜一四九頁に掲げてある七六号と七七号文書は、年不詳としている。江戸幕府は、天保二年（一八三一）十一月に発令された触書で（『御触書天保集成』下 岩波書店 一九七七年 四六二二号）、「諸国惣御国高」を元禄・享保度の調査のように書き上げさせることを命じた。すなわちこれは、郷村帳作成のための達書であった。幕府は翌年四月、各領分の石高書き上げのなかでとくに「新田并改出高」などに相当の申告漏れがあり、その把握を嚴重に実施したいという意思を、幕府勘定奉行に令達しており（同前四六二二号）、各大名へ厳しくこの点を布達するように求めた。前掲『市史』IIIの両文書は、右の幕府からの布達に基づいて本荘藩で作業にはいつたことを示すものであろう。したがって両文書の年代は、七六号は天保三年五月十六日、七七号は同年六月二十日と考えたい。

- (20) 「丹後国風土記」逸文には、次のように天橋立を記している（『丹後史料叢書』第三輯所収「校正古丹後風土記」 名著出版 一九七二年復刻 一一六〜一一七頁）。

与謝郡々家ノ東北ノ隅ノ方ニ有リ速シ石ノ里ニ此ノ里之海有ニ長大ナル石前長サ二千二百廿九丈広サ或所ハ九丈以下或所ニテハ十丈以上廿丈以下 先名ニ天梯立後名ニ久志浜一然云者 国ニ生大神伊射奈芸命天ニ為ニ通行ニ而梯立故云ニ天梯立ト神ノ御寝坐セル所ニ問リ伏シ仍怪久志備坐故云ニ久志備浜ト此中ヲ問フニ久志ト自リ此東海ヲ云フ与謝海ト西海ヲ云フ阿蘇海ト是ニ二面ノ海ノ雜魚貝ニ善佳ナリ但テ蛤ノモ乏少ナリ

とあり、神の住み給う所として示されていて、これが後世の破壊から天橋立を守ることになった。なお天橋立については前掲『丹後史料叢書』第三輯・第八輯の「丹後宮津府志」、京都府与謝郡誌（臨川書店 一九八五年復刻）、『日本歴史地名大系27 京都府の地名』（平凡社 一九八一年）七三八〜七三九頁を参考にした。